

関島社会保険労務士事務所便り

2020年
10月号

関島社会保険労務士事務所
（ひがし東京中小企業者組合）
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 12
電話：03-3609-7668
HP：http://www.srseki.info



（りんどう）

複数就業者の複数業務要因災害

複数事業場労働者についての改正労災保険法が9月1日施行されました。

複数事業場労働者については、脳・心臓疾患や精神障害等の疾患に関し、複数就業先での業務上の負荷を総合して評価することにより、疾病等との間に因果関係が認められる場合、複数業務要因災害として新たに認定されます。

申請様式は、複数業務要因災害と業務災害に関する請求書が兼用となり、業務災害に認定されない場合に、複数業務要因災害の認定を判断することになります。

◆複数事業労働者とは

複数事業労働者とは、事業主が同一でない二以上の事業に使用される労働者をいいます。

例えば、2社で就労していた労働者が災害

発生時点で一方又は両方を退職した場合であっても、その原因が生じた時点において判断され、複数事業に従事していた場合は複数事業労働者として扱われます（下図参照）。

◆複数業務要因災害とは

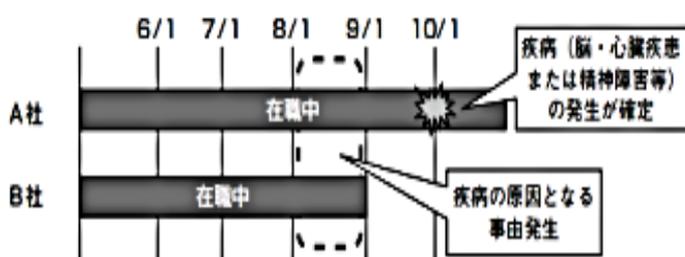
複数業務要因災害とは、「複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡」をいいます。

現行の労災保険制度による保険給付は、「業務災害に関する保険給付」と、「通勤災害に関する保険給付」、「2次健康診断等給付」の3種類ですが、改正後の労災保険法では、「複数業務要因災害に関する保険給付」が追加されることとなります。

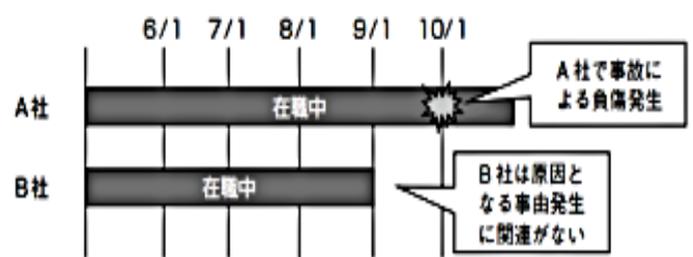
また、給付日額についても、「複数業務要因災害」の場合、すべての複数就業先の賃金額を合算して計算することになります。

複数事業場のいずれかを退職している場合

パターン1 複数事業労働者として扱われるケース



パターン2 複数事業労働者として扱われないケース



年金制度の改正②

在職老齢年金等の改定

◆不満が多い在職老齢年金とは

70歳未満の人が厚生年金に加入しながら働いている場合や、70歳以上の方が、厚生年金の被保険者でなくなっても厚生年金のある会社で働いている場合、老齢厚生年金の額と給料や賞与の額に応じて、年金の一部または全額が支給停止になります。これを「在職老齢年金」といいます。

在職老齢年金は、給与や1年間の賞与の額から算出される「総報酬月額相当額」と基本年金月額合計が一定の額を超えると年金の一部または全部が支給停止になります。

支給停止になる一定の額を「基準額」といい、65歳前は28万円、65歳以上は47万円です。

65歳前の在職老齢年金で減額される基本年金とは、報酬比例部分ですが、女子で昭和29年4月1日以前生まれの人で定額部分が支給される人は報酬比例部分と定額部分の合算額です。

65歳以上になりますと、減額の対象となる基本年金は、報酬比例部分だけで、経過的加算や老齢基礎年金は全額支給されます。

◆70歳以上の在職老齢年金

70歳以上の在職者は、厚生年金に加入していませんから保険料を納めません。しかし、在職老齢年金が適用され、その算出式は、「65歳以上」の人と同じです。

さらに、75歳以上の後期高齢者になってもこの制度は継続します。

昭和12年4月1日以前生まれの方は、在職老齢年金の対象外でしたが、平成27年10月から年齢に上限がなく適用されるようになりました。

◆在職老齢年金、繰上げ・繰下げの改定

年金制度は、高齢化社会の進展に伴い、次々に改定されてきましたが、一方では、在職老齢年金等、高齢者の働く意欲を削ぐものとしてその改善が強く望まれていました。

しかし、5年に1回行われる今回の制度改正では、次のことの改善に留め置かれました。

- ① 60歳から64歳までの在職老齢年金の基準額が28万円から、47万円に改定されました。令和4年4月から、65歳以上の基準額は、47万円のままです。
- ② 65歳以上の在職老齢年金は、70歳までの間、退職しないと改定されませんでした。これが、令和4年10月からは、年金額が毎年10月に改定されます。
- ③ 現在、65歳時に「繰下げ支給」を選択した人は、70歳まで「繰下げ」を選択することができます。これを、「75歳まで」延長できるようになります。繰下げ増加率は、65歳以降と同じ月0.7%です。実施は、令和4年4月1日以降70歳に到達する人からです。
- ④ 65歳前に年金を受ける「繰上げ支給」の減額率は、現在0.5%から0.4%に改正される予定です。

		繰上げ支給率・繰下げ支給率 改正は令和4年4月1日														
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
改正前	70%	76%	82%	88%	94%	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%					
改正後	76%	80.8%	85.6%	90.4%	95.2%	同	同	同	同	同	同	150.4%	158.8%	167.2%	175.6%	184%

「給付制限期間」が2か月に短縮されます

雇用保険 自己都合退職

雇用保険（失業保険）は、「自己都合により離職」した場合、支給開始が3か月遅れる「給付制限」があります。

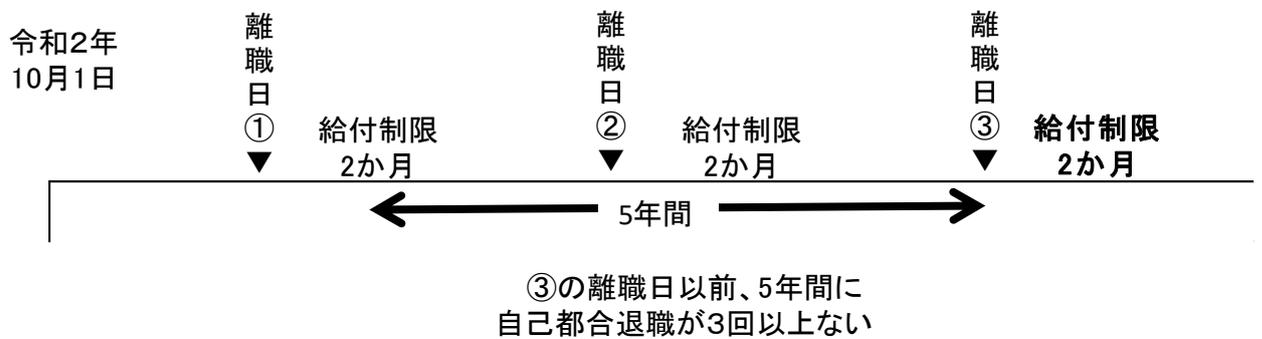
しかし、令和2年10月1日以降に離職された方については、正当な理由がない「自己都合により退職」した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となります。

令和2年9月30日までに正当な理由がない自己都合により退職された方は、給付制限期間は従来通り3か月となります。

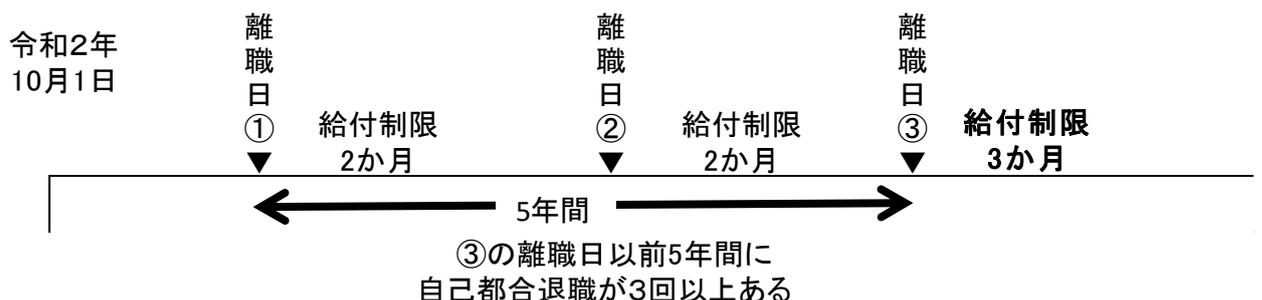
また、「自己の責めに帰すべき重大な理由で退職」された方の給付制限期間はこれまでどおり3か月です。

「自己の責めに帰すべき重大な理由」とは、刑法各本条の規定に違反し、又は職務に関連する法令に違反して処罰を受けたことによる解雇（訴追を受け、取り調べ中、控訴又は上告中で刑の確定しない場合は含まれない。起訴猶予も該当しない）などをいいます。

(1) 給付制限が2か月になる場合



(2) 給付制限が3か月になる場合



●民間給与、中小企業で減少

国税庁の調査では、民間企業の会社員やパート従業員らの昨年1年間の給与が平均436万4,000円で、前年を1%（4万3,000円）下回り、2012年以来7年ぶりに減少となったことがわかった。大企業は増加したが、全体の4割を占める100人未満の中小企業で減少となった。また、正規社員の平均給与は前年と同じ503万円、非正規社員は175万円（前年比2.5%減）で、格差は7年連続で広がった。（10月1日）

●国税庁が年末調整ソフトを提供へ

国税庁が、年末調整の申告書をインターネット上で作成できるソフトを10月1日から提供する。国税庁ホームページのほか、スマートフォン用のアプリもアプリストアからダウンロードできるようにする。保険会社のサイトから取得できる生命保険料の控除証明書などのデータか、「マイナポータル」から入手した控除証明書のデータを読み込ませれば、自動で申告書を作成できる。（9月29日）

●テレワークで地方移住、最大100万円補助

政府は2021年度から、テレワークで地方に移住して東京の仕事続ける人に最大100万円を交付する。地方でIT関連の事業を立ち上げた場合には最大300万円を支給する。21年度予算の概算要求に地方創生推進交付金として1,000億円を計上する。首都圏から移住して地方で起業する場合の支援制度はこれまでもあったが、新たに東京の仕事地方で続ける人も対象に加える。（9月25日）

●マイナンバーと預貯金口座をひもづけ方針

政府は、デジタル改革関係閣僚会議の初会合を開催し、行政サービスのデジタル化を一元的に担う「デジタル庁」の検討を本格化させた。来年の通常国会での法整備を目指す。デジタル改革では特にマイナンバーの活用が優先課題

とされており、今後、各種免許・国家資格との一体化、迅速な給付金の実現のための預貯金口座とのひもづけについて検討が行われる。（9月23日）

●テレ東子会社 連続勤務で適応障害 労災

テレビ東京ホールディングスの子会社「テレビ東京制作」の女性社員が48日間の連続勤務により適応障害を発症したとして、三田労働基準署が労災認定した。女性は番組制作業務に従事していたが、2017年10月に総務部へ異動した後も同業務に関わるように求められ、2018年3月から不眠やめまいなどの症状が表れて適応障害と診断された。女性は、同社に対して未払残業代などを求める民事訴訟も起こしている。（9月18日）

●労基署立入り調査 半数が違法残業

厚生労働省の発表によれば、全国の労働基準監督署が2019年度に立入り調査した3万2,981事業所のうち、47.3%（1万5,593事業所）で違法残業が確認された。「過労死ライン」とされる月80時間を超える残業を行っていたのは5,785事業所で37.1%に当たる（前年度比29.7ポイント減）。（9月9日）

●労使協定書類の押印廃止

厚生労働省は2021年度から、約40の労働関係書類について、押印の義務をなくす。裁量労働制に関する報告書などが対象で、特に36協定などの押印廃止は企業に大きな影響がある見込み。押印を廃止する代わりに、書類に労働側と合意した事実をチェックする欄を設けることで、実効性を担保する。（9月7日）

